宮字内田二八〇の二、字喜来三四五、三四七、四四九、四五〇の一、字半平二八二の一、三五一、三五二、三五二の二、字平谷五一〇、五一一の一の一、六七三、七九〇、七九一、八三二の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三谷三六五・三六六の四・三六六の八・一三八九・一四〇九・一四一四・一四三三の二・字馬内一七一・一七三の二・三二三の一・三二三の二・字西谷五九七の一・五九九・字渕名一〇四七・一〇五三・字内田二八〇の二・字喜来三四五・三四七・四四九・四五〇の一・字平谷五一〇・五一一の一の一・六七三・七九〇・八三二の二（以上二十五筆について次の図に示す部分に限る。）、字三谷三六六の一、三六六の三、三六九、三八七の一、一四一二、一四一三、一四三二、一四三三の一、一四三七、一四三八、字半平二八二の一、三五一、三五二、三五二の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市穴吹町古宮字内田五四二の一、五四二の二、五四四、五四五、五四七・五四九・五五一の一・五五二の一・五五九の一・五六〇から五六二まで・五六五・五六六の一・五六六の二・五六六の四・五八七・五八八・五八九の一・五九〇・字平谷三五七の二・四九一の二（以上二十筆について次の図に示す部分に限る。）、字内田五五三の一、五六四、字平谷二七の一、二九の一、二九の二、三〇、五八、五九の二、六〇の一、六〇の二、六一から六三まで、七四から七八まで、一〇七、一一〇から一一二まで、一三六から一三八まで、一四一の一、四九二の一、四九二の二、四九三、四九五、四九五の二、四九七、四九八、四九八の二から四九八の五まで、四九九、五〇〇の一、五〇〇の二、五〇二、五〇七の一、五〇八、五〇八の二、五一五、五一六、五二六から五二八まで、五三〇、五三一、五三三から五三五まで、五四二、五四六、五五〇、六六九から六七一まで、六七二の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字内田五四二の一、五四二の二、五四四、五四五、五四七、五四九、五五一の一・五五二の一・五五二の二・五五九の一・五六〇（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、五六一、五六二、五六四、五六五、五六六の一、五六六の二、五六六の四、五八七、五八八、五八九の一、五八九の二、五九〇、字平谷二七の一、二九の一、二九の二、三〇、五八、五九の二、六〇の一、六〇の二、六一から六三まで、七四から七八まで、一〇七、一一〇から一一二まで、一三六から一三八まで、一四一の一、三五七の二、四九一の一、四九二の一、四九二の二、四九三、四九五、四九五の二、四九七、四九八、四九八の二から四九八の五まで、四九九、五〇〇の一、五〇〇の二、五〇二、五〇七の一、五〇八、五〇八の二、五一五、五一六、五二六から五二八まで、五三〇、五三一、五三三から五三五まで、五四二、五四六、五五〇、六六九から六七一まで、六七二の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道利尻郡利尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、寿都郡黒松内町・檜山郡江差町・上ノ国町（以上三町について、次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

利尻町（国有林）、上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）、黒松内町、江差町

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　北海道寿都郡寿都町・島牧郡島牧村（以上一町一村国有林。次の図に示す部分に限る。）、寿都町・島牧村・寿都郡黒松内町・檜山郡上ノ国町（以上三町一村について、次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る）、寿都町（国有林）、寿都町

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る）、上ノ国町、島牧村、黒松内町

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道檜山郡江差町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　飛砂の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道檜山郡江差町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）